

静老協第 26 号
令和 2 年 10 月 6 日

静岡県老人福祉施設協議会
会員各施設長様

静岡県老人福祉施設協議会
会長 種岡 養一

新型コロナウイルス感染症発生に備えた相互支援システム の構築（応援職員の募集）について（依頼）

会員の皆様には、日頃より本会の事業運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の発生は、県内においても身近なものとなり、皆様も感染症の発生防止を図りながら、介護サービスの提供にご尽力いただいているものと感謝申し上げます。

クラスターが発生した時の最大の問題は、多くの介護職員が感染する恐れがあり、入院や自宅待機などにより、職員の数が大幅に不足してサービスの提供が困難となることです。

このため、こうした場合に備え、ご協力いただける施設・職員の募集、登録を行う相互支援システム構築について、8月27日開催の本年度第2回理事会において、ご審議いただき、了承をいただいたところであります。（図1、図2）

また、別添（写）のとおり10月5日付けで静岡県健康福祉部長から、本会長あてに応援職員募集（登録）依頼及び各社会福祉施設等の管理者あてに応援職員派遣依頼の通知が発出されたところであります。

各施設におかれては、自らの施設運営だけで精一杯という厳しい状況にあることと存じますが、感染症発生で危機的な状況に陥った施設を応援することで、自らの施設に応援を頼めることにもつながります。危機的な状況を乗り越えるため、会員同志の力を合わせていきたいと存じます。

つきましては、下記により応援職員の募集（登録）を行いますので、是非ともご協力下さるよう、お願いいたします。ご協力いただける施設におかれましては、別紙登録用の様式によりご応募ください。

記

1 募集概要

- 対象種別 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム
老人短期入所施設
- 人員 各施設 原則1名 (2名以上の応募も可)
- 職種 介護職、看護職
- 募集の流れ 「応援職員募集・登録の流れ」 別紙 図3
- 募集期間 令和2年10月30日(金)まで
- 応募手続 別紙「派遣職員登録届出書」を老施協事務局に提出して下さい。
(Fax、Mailどちらでも結構です。)

2 応援職員派遣に関する基本条件

(1) 派遣職員登録

今回の応募により「派遣職員候補者登録届出書」(別紙)を提出していただいた方は、「派遣職員登録者名簿」に登載されますが、実際に派遣要請があった場合には、その要請された時点での施設や職員の都合等を考慮して派遣者を調整・決定します。

なお、当該職員の派遣が難しい場合には、代替職員の選出についてご配慮願います。

(2) 活動場所

応援職員には、基本的に非汚染エリアでの支援活動を行っていただきます。従って、要請された業務が「汚染エリア内、感染者・濃厚接触者のケア」と認められる場合は、原則として派遣を行わないものとします。

派遣例 ①1法人・複数施設の場合(感染発生施設とは別施設) 図1参照

②1法人・単独施設の場合(感染施設内の非汚染エリア) 図2参照

なお、派遣先施設の職員の大半が感染してしまった場合など、特別な事情がある場合は、事前に派遣元施設及び派遣職員の同意をいただいた上で、派遣職員に汚染エリア内、感染者・濃厚接触者のケアをお願いする場合があります。

(3) 派遣期間

最大14日間の派遣を想定しており、終了後は2週間の自宅待機をしていただきます。なお、医師の判断により職場への復帰が早くなる場合があります。
(自宅に戻れない事情がある場合はホテル等での宿泊となります。)

(4) かかり増し経費

派遣職員に係る交通費、ホテル宿泊費、PCR検査費、傷害保険、派遣手当等のかかり増し経費については、県から補助限度額内で派遣元施設に支給されます。

(例) 特養・養護・軽費老人ホームの施設 県補助限度額 (基準単価×定員)

派遣元施設の定員 30 床の場合 19 千円×30 床＝ 570 千円

〃 定員 50 床の場合 19 千円×50 床＝ 950 千円

〃 定員 80 床の場合 19 千円×80 床＝ 1,520 千円

従って、仮に派遣職員一人のかかり増し経費が 50 万円の場合、派遣元施設の定員が 30 床から 50 床なら 1 人まで、80 床なら 3 人までの派遣費用を県補助金でまかなわれることになります。

3 その他

(1) 支部長・ブロック長等説明会の開催

感染症発生施設から応援職員の派遣要請があった場合に、調整役を担っていただく支部長・副支部長、防災担当理事、ブロック長（西部支部の場合は支部理事・監事）の皆様を対象に説明会の開催を予定しておりますので、ご承知おき下さい。

(10月22日(木) 午後開催の予定)

(2) 派遣時の勤務条件等の取り決めについて（派遣元施設と派遣先施設の間）

応援派遣職員の派遣期間、派遣業務、従事場所については派遣調整時に決定しますが、その他の勤務条件、業務の指揮監督、経費負担等については、当会が別に定める取扱要領等に基づくこととする方向で検討を進めております。

(3) 非会員施設との連携

県からは別添通知のとおり、本会に対して会員・非会員を問わず広く募集（登録）の依頼があったところであり、今後非会員施設に対しても本会主体の相互支援システムへの参加についてお誘いしていく予定ですので、申し添えます。

(4) 応募様式取得方法

老施協ホームページ <http://www.shizu-roshikyo.jp/>

トピックスコーナーをご参照ください。

静岡県老人福祉施設協議会事務局

☎ 054-653-2311

Fax 054-653-2312

E-mail : sizurosi@vesta.ocn.ne.jp